

暫定版

本手引きは予告なく変更する可能性があります

令和6年度経営継承・発展支援事業 補助事業の手引き

経営継承・発展等支援事業 補助金事務局
一般社団法人 全国農業会議所

令和6年9月9日版

改訂履歴

改訂日	改訂概要
令和6年9月9日	初版を公開

本事業の執行にあたって特に留意いただきたい点

本事業の執行において、特に留意いただきたい点を本ページに記します。不備があった場合、採択されても補助金交付をしかねることがございますので、公募要領と本手引きをよくお読みのうえご応募ください。

- ◆ 機械購入等、計画の取組は、市町村から助成対象者へ交付決定をした日付以降に発注し、2025年3月10日の実績報告までに支払いと納品が済んでいる必要があります。（P40 参照）
- ◆ 支払いは、原則、銀行振込や引き落としなど、金額と確認できる方法としてください。分割支払い等で3月10日までに決済が間に合わなかった場合、補助金交付ができませんのでご注意ください。（P42 参照）
- ◆ 計画における「継承した資産等の概要」において、先代が所有又は借り受けている農地等や機械、施設は、原則として後継者へ権利設定が済んでいる必要（主宰権の移譲に際し、先代が有していた生産基盤や生産規模等が著しく縮小していないこと）があります。もし資産の一部のみを継承している場合は、その理由や詳細（全部継承ができない理由、継承しなかった資産の詳細等）を概要欄に記載してください。（P21 参照）
- ◆ 先代と後継者で農業経営改善計画を共同申請して認定を受けている場合においても、後継者が補助対象者の要件を満たしている場合は、本事業の対象となります。（本事業の要件である経営に関する主宰権の移譲については、原則開業届等で確認いたします。）
- ◆ 成果目標は、3年度目まで到達状況を報告いただくことになっております。申請時点の計画に記載する付加価値額や経営面積の値は誤りないようにしてください。（P27 参照）
- ◆ 各種申請様式は公式サイトに掲載している最新のものをご利用ください。本年度は加算項目の追加による総括表の更新や、環境負荷低減のチェックシートの追加などの改正をしております。

はじめに

本事業では、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、中心経営体等から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための経営発展計画に基づいて実施する取組に必要な経費を、予算の範囲内において補助事業者である市町村に補助します。市町村は、補助対象者を募集するとともに、補助金事務局において選定する補助対象者に対して、補助金（市町村が負担する補助金を含みます。）を交付するものとします。

この手引きは、本事業を執行するにあたって、下図の「申請・事業実施のフロー図」に記載する各手続き及び事業完了後において、「補助事業者である市町村が行うこと」について順を追って解説するものです。また、手引き 15 ページからは、「補助対象者である農業者が留意すること」について記載していますので、ご確認のうえ適切に支援いただくようお願いします。

また、本事業は次の資料に基づいて実施します。必ず各資料をお読みのうえ、本手引きに沿って事業を執行いただくようお願いします。

- ・経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 6 年 4 月 1 日付け 5 経営第 3153 号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」といいます。））
- ・担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 2518 号農林水産事務次官依命通知（以下「交付要綱」といいます。））
- ・「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和 6 年 5 月 7 日付け（以下「交付規則」といいます。））
- ・「令和 6 年度経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業 公募要領（2 次募集）」（令和 6 年 9 月 9 日付け）（以下「公募要領」といいます。））

※詳細は補助金事務局ホームページを参照 <https://keisyou-hatten.maff.go.jp/knowledge1>

<公募・事業実施のフロー図>



(様式第2号) 経営発展計画

整理番号
 都道府県名
 市町村名

1 申請者

A-K001 氏名(代表者名)	☐ 男性 ☐ 女性	A-K002 法人番号 (13桁)	性別	年齢	年 月 日	生まれ
A-K003 氏名	法人番号 (13桁)	年齢	性別	年 月 日	生まれ	
連絡先		電話番号		メールアドレス		

2 経営概要

農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている ☐

(3) 申請者ごとの経営発展計画を、次のように[公募要領 様式第3号 経営発展計画総括表]に取りまとめてください。

- ①経営発展計画から、「整理番号」「都道府県名」「市町村名」「農業者情報」「経営発展の取組情報」「経費情報」「成果目標の設定状況」を誤りがないように転記してください。
- ②赤セルは、プルダウンで選択して入力します。
- ③青セルは、自動で計算されますので、編集しないでください。

整理番号	都道府県名	市町村名	農業者情報											経営発展の取組情報															取組項目数				
			助成対象者名	性別	経営形態の別 経営継承時点での年齢（歳）	営農類型	従業員数等			農業所得		女性の取組			就業環境の改善の取組					a 新たな品種・作物・部門の導入	b 新たな販路の開拓	c 外部研修の受講	d 新商品の開発	e 省力化・省人化・業務の効率化・農畜産物等の品質の向上	f 農畜産物等の規格・出荷方法の改善	g 防災・減災の導入							
							従業員数（人）	うち女性の数（人）	臨時雇用者数（人）	農業所得（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	a 労働時間が1日8時間・週40時間以内	b 労働時間が1日8時間・週40時間以内	c 労働時間が1日8時間・週40時間以内	d 労働時間が1日8時間・週40時間以内	e 労働時間が1日8時間・週40時間以内															
																			従業員数（人）								うち女性の数（人）	臨時雇用者数（人）		農業所得（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	市町村の基本構想所得目標（円）
1	東京都	千代田区	農林一郎	男性	46	個人	水田作	4	1	5.1	6,000,000	7,000,000	88.75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6					
2	東京都	千代田区	農林花子	女性	50	個人	稲農	3	1	3	15,000,000	7,000,000	214.39	○	○													3					
3	東京都	千代田区	農林太郎	男性	50	個人	水田作	6	2	1	10,000,000	7,000,000	142.95															2					

(4) [公募要領 P21 配分基準表]に基づき、計画ごとにポイントを付与してください。

- ①(3)で入力した内容に応じて、青セルは自動計算されるので編集しないでください。
- ②赤セルの「中間管理機構からの賃借権等の設定」と「地域貢献に関する特徴的な取組」は、プルダウンで選択して入力してください。該当しない場合は「0」にしてください。

経費情報				成果目標の設定状況																
事業費（円）	補助対象経費（円）	うち国費（円）	うち市町村費（円）																	
				付加価値額の向上					経営面積等の拡大					常時雇用者数の増加						
				1 経営体当たり / 就業者 1 人当たり	経営継承時（万円）	1 年度目（事業実施年度）	2 年度目	3 年度目（目標年度）	増減率（％）	農地面積の拡大 / 飼養頭数の拡大	現状（a、頭、羽）	1 年度目（事業実施年度）	2 年度目	3 年度目（目標年度）	増減率（％）	現状（人）	1 年度目（事業実施年度）	2 年度目	3 年度目（目標年度）	増減数（人）
2,000,000	1,000,000	500,000	500,000	1経営体当たり	800	850	900	950	18.8%	農地面積の拡大	700	700	750	800	14.3%	4				0
999,999	999,999	499,999	500,000	就業者 1 人当たり	300	310	320	330	10.0%	飼養頭数の拡大	8	10	10	14	75.0%	3				0
1,000,000	1,000,000	500,000	500,000	就業者 1 人当たり	300	310	320	330	10.0%						0.0%	6	7	8	9	3

ポイント																																
申請者の年齢			農地中間管理機構からの賃借権等の設定	女性の取組	環境配慮の取組	就業環境の改善の取組	農業所得の水準					付加価値額の向上			地域貢献の取組				経営発展の取組								ポイント合計					
												ア 継承時ポイント	イ 目標ポイント			ア 経営面積等の拡大	イ 常時雇用者数の増加		ウ 地域貢献に関する特徴的な取組	ア 取組項目数			イ 加点項目									
							（ア） 継承時点の付加価値額（万円）	（イ） 継承時点の就業者1当たり付加価値額（万円）	目標年度までの付加価値額の増減率	目標年度までの経営面積等の増減率	目標年度までの常時雇用者数の増減数	（ア） 2項目	（イ） 3項目	（ウ） 4項目	（エ） 5項目以上	（ア） 経営の法人化	（イ） 新たな品種・作物・部門の導入	（ウ） 認証の取得		（エ） データを活用した経営の実践	（オ） 就業規則の策定	加点ポイント										
ア 経営継承した時点で60歳未満	イ 経営継承した時点で50歳未満	ウ 経営継承した時点で40歳未満					ア 所得水準額の130%以上150%未満	イ 所得水準額の100%以上130%未満	ウ 所得水準額の70%以上100%未満	エ 所得水準額の50%以上70%未満	オ 所得水準額の30%以上50%未満	2%以上	4%以上	6%以上	（ア） 1%以上20%未満	（イ） 20%以上	（ア） 1名増	（イ） 2名増以上	0	0	0	4	0	0	0	0		0	0	0	0	0
0	2	0		1	2	2	0	0	6	0	0	2	0	0	4	1	0	0	0		0	0	0	4	○	-	-	○	○	8	32	
1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	2	0	0		0	2	0	0	-	-	-	○	-	4	17
1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	0	0	2		1	0	0	0	-	○	-	-	-	4	18

2 補助金事務局へ事業提案書の提出

経営発展計画総括表の作成が済んだら、[公募要領 第4. 応募手続き等]により、締切までに補助金事務局へ[公募要領 様式第4号 令和6年度市町村事業実施提案書の提出について]を提出してください。

第3	採択関係
フロー図対応箇所：⑥有識者による審査等 ⑦採択通知（補助金事務局から市町村） ⑧採択通知（市町村から補助対象者）	

1. 補助金事務局から採択結果通知を受領

補助金事務局は、市町村の公募期間終了後に、補助金事務局に設置する審査委員会で審査し、市町村及び補助対象者ごとの採否を決定します（以下、採択された補助対象者を「助成対象者」といいます。）。

応募したすべての市町村に対して、採択結果及び助成対象者候補の一覧を記載した[公募要領 様式第13号 令和6年度経営継承・発展支援事業に係る採択結果通知書]をメールで発出します。

採択結果通知書では、助成対象者候補の一覧で「対象者ごとの選定結果」と「経営発展計画に補助対象外の取組があった場合はその旨」を通知します。

<採択結果に関する留意点>

本事業は、国庫予算の範囲内で、内容等を審査のうえポイントの高い順に採択されるため、事業要件を満たしていることをもって補助を必ず受けられるものではありません。

また、審査内容については非公開としており審査結果に関する質問を受け付けません。

2. 補助対象者への採択結果通知の発出

市町村は、補助金事務局から「採択結果通知書」を受領したら、応募があった者に対し採択結果通知（市町村交付規程等の定めによる様式）を発出します。

この際、採択され助成対象者となった者からは、採択通知を踏まえ必要に応じて補正した経営発展計画の「取組承認申請」と「交付申請」を速やかに市町村に提出するよう案内してください。

第4 | 計画承認・交付申請

フロー図対応箇所：⑨計画承認、補助金交付申請（助成対象者から市町村）
⑩申請内容の確認
⑪計画承認、補助金交付申請（市町村から補助金事務局）

1. 助成対象者から計画承認・交付申請を受付

市町村は、市町村の交付規程等に基づき、助成対象者から採択通知を踏まえ必要に応じて補正した経営発展計画の「取組承認申請」及び「交付申請」を受け付けます。

2. 補助金事務局へ市町村事業実施計画を提出

市町村は、第3の1の採択結果通知書を受領後 10 日以内に、**【公募要領 様式第5号 令和6年度事業実施計画の承認申請について】**を補助金事務局へメールで提出します。市町村は、採択結果通知を踏まえ、実際に計上する事業費を計算する等の補正をして、速やかに事業実施計画を提出するようお願いします。

3. 補助金事務局へ交付申請書を提出

本事業では、上記事業実施計画と同時に交付申請が可能ですので、市町村は[公募要領 様式第14号 令和6年度経営継承・発展支援事業交付申請書]を補助金事務局へメールで提出します。

第5 計画承認・交付決定

フロー図対応箇所：⑫申請内容の確認
⑬計画承認・交付決定（補助金事務局から市町村）
⑭事業実施通知、補助金交付決定（市町村から助成対象者）

1. 補助金事務局から計画承認の受領

補助金事務局は、市町村から提出を受けた事業実施計画の承認申請を確認後、**「事業計画承認書」**をメールで発出します。

2. (必要に応じて) 補助金事務局へ交付決定前着手届の提出

市町村は、交付決定を受ける前に本事業に着手する必要がある場合は、事業実施計画の承認後、[公募要領 様式第6号 令和6年度経営継承・発展支援事業交付決定前着手届について]に理由を記載のうえ補助金事務局へメールで提出します。

3. 補助金事務局から交付決定通知の受領

補助金事務局は、市町村から提出を受けた交付申請書を確認後、[公募要領 様式第15号 令和6年度経営継承・発展支援事業交付決定通知]をメールで発出します。

4. 助成対象者への事業実施通知、補助金交付決定通知の発出

補助金事務局から[事業計画承認書]、[交付決定通知]を受領したら、助成対象者に対する事業実施通知、補助金交付決定通知(市町村交付規程等の定めによる様式)を発出します。

第6	経営発展計画の取組
フロー図対応箇所：⑮経営発展計画に基づく取組を実施 ⑯取組完了報告	

1. 助成対象者への相談対応

市町村は、助成対象者が適切に経営発展計画に取り組み、かつ定めた期日までに取組完了報告書が提出できるよう助成対象者からの相談対応等を行います。

助成対象者が留意すべき点(40～43ページ)をご理解のうえ、適切な相談対応等をお願いします。

<公募要領に定める事業実施期限>

令和7年3月10日(月)

第7	実績報告・精算払い
フロー図対応箇所：⑰実績報告・精算払い請求(助成対象者から市町村) ⑱実績報告・精算払い請求(市町村から補助金事務局) ⑲精算払い(補助金事務局から市町村) ⑳精算払い(市町村から補助対象者)	

1. 助成対象者から取組完了報告を受付

市町村は、経営発展計画の取組を完了した助成対象者から、[公募要領 様式第8号 令和6年度経営継承・発展支援事業の取組完了について]を以下の資料と合わせて受け付けます。

- ・事業の完了を確認できる書類(納品書等の写し)
- ・経営発展計画(様式第2号)に事業の取組の実績を記載したもの
- ・事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

<「経営発展計画（様式第2号）に事業の取組の実績を記載したもの」の作成方法>

経営発展計画（様式第2号）の「4. 経営発展の取組」について、実際に導入した機械の型番や取得した認証の登録番号、研修会の受講日、専門家からのコンサルタント業務終了報告日などを記載して、完了した取組内容が具体的に分かるよう実績を記載してください。

また、「経費（円）」及び「経費内訳」は、実際に支出した経費を記載してください。

※ 計画より実績額が高くなった場合、交付決定額が補助上限となります。

（例） 【承認申請時】

具体的な取組内容
農業経営を法人化
専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得
会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化
業務の効率化に向けた水管理システム導入

⇒

【完了報告時】

具体的な取組内容
農業経営を法人化した（法人番号：〇〇〇）
専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAP（登録番号：JGAPXX999）を取得した
会計ソフト（〇〇社製：ソフト名）を導入して、経営管理を高度化した
圃場の見回り作業を省力化するため、水管理システム（商品名：@@@）を導入した

2. 助成対象者から提出された取組完了報告の確認

市町村は、助成対象者から提出された取組完了報告及び添付書類について、以下のような確認をします。※ 補助金事務局へ書類の提出は不要です。

- ・計画と実績に差異がないか（額の変更や型番の変更等、計画の達成に影響のない変更は可）
- ・領収書類の金額が実績額と合致するか
- ・必要な証拠書類が揃っているか

取組完了を確認するための書類として、主要な補助対象経費区分ごとに以下のとおり例示しますので、これらを参考に市町村として農業者の事業完了をご確認ください。

なお、経営発展計画に記載した事業費を計上していない取組についても、事業完了の確認が必要です。

補助対象 経費区分	取組完了報告の確認時に必要な証拠書類例 (あくまでも例示です)	【参考】 経営発展計画 の取組区分
共通 ※ 専門家謝金、施設処分費を除く	・見積書（カタログやWEBサイトの情報でも可） ・発注書又は契約書 ・納品書 ・請求書 ・銀行振込（明細）受領書又は領収書	
専門家謝金	・指導報告書（議事録や指導日報、指導のために用いた資料等の成果である指導内容が具体的かつ詳細にわかる資料） ・源泉徴収に係る領収済み通知書（源泉徴収を行った場合のみ） ・謝金支払規程（ある場合のみ）	⑤就業規則の策定、⑥経営管理の高度化

	※ ない場合は、国が定める支給基準により支出すること。 依頼した専門家がどの「分野別職位等」に該当し、何時間の指導、助言を受けたのかが判明する資料を整理してください。	
研修費	・ 研修会の次第・実施要領 ※ どのような研修なのかがわかる資料をご確認ください ・ 出席者名簿 ※ 実際に助成対象者が研修に参加したことがわかる資料を整理してください。	⑧ 外部研修の受講
旅費	・ 出張旅費明細書（兼出張報告書） ※ 出張がどのような目的で、出張先でどのような取組を行ったのか具体的に確認する必要があります。 ※ 出張内容が適切でない場合は、補助対象となりません。 ・ インターネット路線検索画面・料金表（電車・飛行機） ※ 料金表と実際の支払料金が異なる場合には、その差異についての補足説明資料を整理しておいてください。 ・ 航空券の半券（なければ搭乗証明書）＊eチケット控えでの代用は不可 ※ 飛行機を利用した場合には半券（搭乗証明書）が必要です。 ・ 航空券の領収書 ・ 宿泊施設の領収書	⑨ 販路開拓
機械装置等費	・ 購入した機械等の写真 ・ （税込み 50 万円以上の機械を取得した場合）財産管理台帳	⑪ 省力化・業務の効率化、品質の向上、⑫ 規格等の改善、⑬ 防災・減災の導入
広報費	・ 作成した商品（チラシ等）	⑨ 販路開拓
展示会等出展費	・ イベントの開催要領・規約 ※ どのようなイベントなのかがわかる資料をご確認ください ・ イベント出席記録（イベント参加者リスト又は写真等） ※ 実際に助成対象者がイベントに参加したことがわかる資料を整理してください。	⑨ 販路開拓
開発・取得費	・ 原材料受払い簿 ・ 原材料で試作品を開発した様子がわかる写真	⑩ 新商品開発、 ⑫ 規格等の改善
設備処分費	【助成対象者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分した場合】	⑪ 省力化・業務の効率化

	・当該設備機器等の廃棄・処分の前後の写真 【借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復した場合】 ・(返却時に原状回復を求める旨記載された)設備機器等の賃貸借契約書等 ・修理・原状回復に係る証明書又は修理・原状回復が完了したことが証明できる書類 ・当該借用設備機器等の修理・原状回復の前後の写真	
委託費・外注費	・成果物	③認証取得、⑩新商品開発

3. 補助金事務局へ実績報告・精算払い請求の提出

すべての助成対象者の取組完了報告を確認したら、各実績報告期限までに、市町村は[公募要領 様式第16号 令和6年度経営継承・発展支援事業に係る事業実績報告書]を以下の資料と合わせて補助金事務局へメールで提出してください。

- ・助成対象者から提出された経営発展計画書(様式第2号)
- ・実績の記載をした事業実施実績(様式第4号)
- ・支払経費ごとの内訳を記載した資料 [(参考様式)支払い経費ごとの内訳]
- ・帳簿等の写し又は補助金調書の写し
- ・補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったもの
- ・補助金の交付を受ける市町村の金融機関情報

<実績報告期限>

令和7年3月10日(月)又は事業完了の日から1カ月を経過した日のいずれか早い期日

4. 補助金事務局から交付金額確定通知書の受領と精算払いの振込

補助金事務局は、市町村から提出を受けた実績報告を確認し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、[公募要領 様式第17号 令和6年度経営継承・発展支援事業交付金額確定通知]をメールで発出します。あわせて、市町村へ補助金を支払います。

5. 補助金事務局へ事業完了報告書の提出

市町村は、助成対象者への補助対象経費の支払いを含め事業が完了した後30日を経過する日、又は令和7年6月30日(月)のいずれか早い日までに、[公募要領 様式第7号 令和6年度経営継承・発展支援事業の事業完了報告について]を補助金事務局へメールで提出してください。

6. 助成対象者から消費税仕入控除税額報告書を受付

市町村は、助成対象者が取組完了報告書を提出後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したら、[公募要領 様式第19号 消費税仕入控除

税額報告書]を受け付けます。

その際、補助金返還相当額が生じる場合は、助成対象者へ返還命令をし、返還を受け付けます。

7. 補助金事務局へ消費税仕入控除税額報告書の提出

市町村は、補助金事務局へ事業完了報告書を提出後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したら、[公募要領 様式第 19 号 消費税仕入控除税額報告書]を補助金事務局へメールで提出してください。

その際、6により助成対象者からの返還がある場合は、あわせて報告してください。

第8 事業完了後

1. 助成対象者から実施状況報告書の受領

事業実施年度から経営発展計画を定めた目標年度まで、毎年度末に市町村は経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書を助成対象者から受領します。

令和6年度事業においては、以下のとおり同報告書を受領してください。

- ・ 1 年度目（事業実施年度）…令和6年度末
- ・ 2 年度目…令和7年度末
- ・ 3 年度目（目標年度）…令和8年度末

2. 補助金事務局への事業実施状況報告及び評価報告

市町村は、助成対象者から実施状況報告を受領後、その内容について評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うとともに、[公募要領 様式第 10 号 令和6年度事業実施計画の事業実施状況報告及び評価報告について]を補助金事務局にメールで提出します。

3 年度目（目標年度）まで、毎年度の提出が必要ですのでご注意ください。

3. 整備した機械装置等の管理運営等

(1) 処分制限財産

市町村は、助成対象者に対し、国庫補助金により整備した単価 50 万円（税込み）以上の機械装置等（以下「処分制限財産」といいます。）を、次のとおり常に良好な状態で管理させ、必要に応じて修繕、改築等を行わせ、その整備目的に則して最も効率的な運用を図らせるなど、適正に管理運営するよう指導するものとします。

- ① 国庫補助金の交付目的に沿った処分制限財産の適正な管理を行わせるため、市町村は、助成対象者に対し、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間を設定させるものとします。
- ② 市町村は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとします。
- ③ 市町村は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用

を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をさせるものとします。

(2)財産処分の手続

市町村は、助成対象者が、その整備した処分制限財産について、(1)に定めるところにより設定した処分制限期間内に、当該国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、適正化法第 22 条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、助成対象者に財産処分の申請を行わせるものとします。この申請を受けた補助事業者は、補助金事務局の承認を受けるものとします。

また、補助金事務局は、財産処分の申請を受けた場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号大臣官房経理課長通知）に定める承認基準等に留意して、その承認の必要性を検討し、財産処分が適当と認められる場合は農林水産大臣の承認を受けるものとします。

(3)災害の報告

市町村は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく助成対象者に報告させるものとします。

市町村担当者が補助（助成）対象者に 確認すべき留意事項

※P15～P43 は補助（助成）対象者に説明する際にも活用できます。

1. 経営発展計画を作成する際の留意点

- ① 自身が補助対象者の要件に該当するか、[公募要領 第2. 補助対象者]をよく確認してください。
- ② 計画に記載する取組が補助対象経費に該当するか、[公募要領 第3. 補助対象経費等]をよく確認してください。
- ③ 市町村への経営発展計画提出の際、必要書類に漏れが無いようにしてください。

<市町村への提出書類一覧>

	申請書類及び添付書類	注意点
	経営発展計画 様式第2号	必須書類
	【申請者が個人事業主の場合(実施要綱別記1第1の3の(1)に該当する場合)】	
添付書類	個人事業の開業・廃業等届出書(写し)	税務申告書類 ・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること。 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。
	・継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表(写し) ・継承時点の所得税青色申告決算書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者の先代事業者分) ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	所得税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者分) ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	家族経営協定(写し)	任意様式 必須書類(家族農業経営の場合) (注)経営に関する主宰権の移譲を受けた後に締結・更新されていること。
	【申請者が法人の場合(実施要綱別記1第1の3の(2)に該当する場合)】	
添付書類	履歴事項全部証明書(写し)	登記事項証明書 任意組織以外の場合
	定款又は組織及び運営についての規約(写し)	任意様式 任意組織の場合
	・継承時点の法人税確定申告書別表一(写し) ・継承時点の損益計算書(写し)	税務申告書類 ・必須書類(申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	法人税の青色申告承認申請書(写し)	税務申告書類 ・先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化をし、法人税法第122条第1項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出してください。
	【申請者が飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥及びセメ鳥を飼養する事業を営む者である場合】	
添付 確認できる書類	都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況が確認できる書類	任意様式 該当する場合は必須書類
	【経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェックを入れた場合】	
添付	環境負荷低減事業活動実施計画の認定証(写し)	任意様式 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定証 ・事業実施年度に同計画の認定を受ける見込みがあることが確認できる書類
	【配分基準表の「就業環境の改善の取組」で加算する場合】	
添付	就業規則又はこれに準ずるもの	任意様式 ・就業規則等、「就業環境の改善の取組」で定めている項目が確認できる書類 ・該当する場合は必須書類
添付	経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト	様式第12号 必須書類

<【参考】採択後の提出書類>

申請書類及び添付書類	注意点
環境負荷低減のチェックシート(農業経営体・畜産経営体向け)	様式第20-①又は②号 必須書類

2. 経営発展計画の記載方法

経営発展計画の各記載欄について、記載例とともに一部項目の記載方法を説明します。

記載漏れの無いよう留意し、原則エクセルに入力して作成してください。

(手書きの PDF を禁止する。)

(1) 申請者欄

後継者である申請者の情報を記載してください。

法人の場合は、経営継承して法人の代表者となった後継者情報を記載し、法人名と法人番号も入力してください。個人の場合、絶対にマイナンバー（個人番号）は記載しないでください。

(様式第2号)

経営発展計画

整理番号	2001
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇町

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく いちろう 稲作 一郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1974 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 50 歳
連絡先	電話番号: 03-1234-xxxx	メールアドレス: nougyou@...ne.jp		

項目	記載方法
年齢	申請時点ではなく、継承時点の年齢を記載してください。
法人名	登記や定款で定めた正式名称を記載してください。
法人番号	国税庁が法人に対して通知する番号です。不明の場合は国税庁ホームページ (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/) で検索してください。

(2) 経営概要欄

申請時点における経営概要を記載してください。ただし、農業所得は経営継承時点における直近の先代事業者による税務申告書をもとに記載してください。

2 経営概要		農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☒	
営農類型	☒ 水田作 ☐ 畑作 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 露地花き ☐ 施設花き ☐ 酪農 ☐ 繁殖牛 ☐ 肥育牛 ☐ 養豚 ☐ 採卵養鶏 ☐ 食肉鶏 ☐ その他 ()		
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 コメ , 1,500 a (品種名: コシヒカリ)、 トマト , 65 a (品種名: 桃太郎) , a (品種名:)、 , a (品種名:) , a (品種名:)、 , a (品種名:) 【飼養頭羽数】 頭・羽 (品種名:)、 頭・羽 (品種名:)		
従業員数等	役員数 人 (うち女性 人) 臨時雇用者数 2.4 人	常時雇用者数 2 人 (うち女性 1 人) 女性が部門責任者である ☐ 環境配慮 ☒	
農業所得	6,540,069 円	☐ 課税事業者 ☒ 免税・簡易課税事業者等	
経営方針	①現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。②常にプロ意識を持って農業生産に関わる。③経営状況を 記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。		

項目	記載方法
営農類型	現状における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択してください。
経営面積・飼養頭羽数	申請時点における借地を含む経営している面積、作目・品種名（主要品種のみで可。品種ごとの面積、頭羽数は記載不要）を記載してください。 なお、面積は自作地や借地など経営面積の合計を記載してください。
常時雇用者数	主として農業経営のために、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。
臨時雇用者数	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人であり、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない未詳の受け入れ労働）を含みます。このほか、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未滿で辞めた場合を含みます（ただし、農作業を委託した場合の労働は含みません）。 計算は、（臨時雇用者の現状における年間総労働時間の合計÷8時間）÷延べ225人・日により算出（小数点第2位を四捨五入）してください。 （計算例） 臨時雇用者A：年間総労働時間 900 時間 臨時雇用者B：年間総労働時間 1,100 時間 臨時雇用者C：年間総労働時間 1,500 時間 の場合は以下の計算になります。 $\{(900 \text{ 時間} + 1,100 \text{ 時間} + 1,500 \text{ 時間}) \div 8 \text{ 時間/日}\} \div 225 \text{ 人} \cdot \text{日}$ $= 1.94444 \cdots \text{人} \div 1.9 \text{ 人}$
女性が	組織図、区分経理などで客観的に確認できる部門の責任者に女性がいる場合にチエ

部門責任者である

環境配慮

農業所得

ックを入れてください。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第 37 号）第 19 条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は第 21 条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが書類等で確認できる場合にチェックを入れてください。

原則として、経営継承した時点における農畜産物の精算及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を、先代事業主又は申請法人の確定申告書類に基づいて記載してください。

ただし、災害等の特別の事業により大幅に所得が減少している場合は、被災等のあった事業年度の前年度の所得を記載してください。

・個人事業主の場合

所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書における「差引金額③⑥」の金額を記載してください。

令和 0 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所フリガナ氏名

業種名農園名

依頼税理士等電話番号

事務所所在地氏名(名称)電話番号

令和 年 月 日 損益計算書（自 月 日至 月 日）

提出用（令和一年分以降用）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 入		経 費		差 引 金 額	
販 売 金 額 ①		作 業 用 衣 料 費 ⑧		(⑦-⑧)	
家 事 業 消 費 金 額 ②		農 業 共 済 掛 金 ⑨		各 種 引 当 金	
雑 収 入 ③		減 価 償 却 費 ⑩		貸 倒 引 当 金 ③⑦	
小 計 (①+②+③) ④		荷 造 運 賃 手 数 料 ⑪		民 間 債 権 等 ③⑧	
農 産 物 の 棚 卸 高		雇 入 費 ⑫		③⑨	
期 首 ⑤		利 子 割 引 料 ⑬		計	
期 末 ⑥		地 代 ・ 賃 借 料 ⑭		専 従 者 給 与 ④①	
計 (④-⑤+⑥) ⑦		土 地 改 良 費 ⑮		貸 倒 引 当 金 ④②	
経 費				④③	
租 税 公 課 ⑧				④④	
種 苗 費 ⑨				計	
素 畜 費 ⑩				青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑦+⑧-⑩)	
肥 料 費 ⑪				青 色 申 告 特 別 控 除 額 ④⑦	
飼 料 費 ⑫				所 得 金 額 ④⑧	
農 具 費 ⑬				(④⑦-④⑧)	
農 薬 費 ⑭				④⑨	
諸 材 料 費 ⑮				④⑩	
修 繕 費 ⑯				④⑪	
動 力 光 熱 費 ⑰				④⑫	
				④⑬	
				④⑭	
				④⑮	
				④⑯	
				④⑰	
				④⑱	
				④⑲	
				④⑳	
				④㉑	
				④㉒	
				④㉓	
				④㉔	
				④㉕	
				④㉖	
				④㉗	
				④㉘	
				④㉙	
				④㉚	
				④㉛	
				④㉜	
				④㉝	
				④㉞	
				④㉟	
				④㊱	
				④㊲	
				④㊳	
				④㊴	
				④㊵	
				④㊶	
				④㊷	
				④㊸	
				④㊹	
				④㊺	
				④㊻	
				④㊼	
				④㊽	
				④㊾	
				④㊿	
				⑤①	
				⑤②	
				⑤③	
				⑤④	
				⑤⑤	
				⑤⑥	
				⑤⑦	
				⑤⑧	
				⑤⑨	
				⑤⑩	
				⑤⑪	
				⑤⑫	
				⑤⑬	
				⑤⑭	
				⑤⑮	
				⑤⑯	
				⑤⑰	
				⑤⑱	
				⑤⑲	
				⑤⑳	
				⑤㉑	
				⑤㉒	
				⑤㉓	
				⑤㉔	
				⑤㉕	
				⑤㉖	
				⑤㉗	
				⑤㉘	
				⑤㉙	
				⑤㉚	
				⑤㉛	
				⑤㉜	
				⑤㉝	
				⑤㉞	
				⑤㉟	
				⑤㊱	
				⑤㊲	
				⑤㊳	
				⑤㊴	
				⑤㊵	
				⑤㊶	
				⑤㊷	
				⑤㊸	
				⑤㊹	
				⑤㊺	
				⑤㊻	
				⑤㊼	
				⑤㊽	
				⑤㊾	
				⑤㊿	
				⑥①	
				⑥②	
				⑥③	
				⑥④	
				⑥⑤	
				⑥⑥	
				⑥⑦	
				⑥⑧	
				⑥⑨	
				⑥⑩	
				⑥⑪	
				⑥⑫	
				⑥⑬	
				⑥⑭	
				⑥⑮	
				⑥⑯	
				⑥⑰	
				⑥⑱	
				⑥⑲	
				⑥⑳	
				⑥㉑	
				⑥㉒	
				⑥㉓	
				⑥㉔	
				⑥㉕	
				⑥㉖	
				⑥㉗	
				⑥㉘	
				⑥㉙	
				⑥㉚	
				⑥㉛	
				⑥㉜	
				⑥㉝	
				⑥㉞	
				⑥㉟	
				⑥㊱	
				⑥㊲	
				⑥㊳	
				⑥㊴	
				⑥㊵	
				⑥㊶	
				⑥㊷	
				⑥㊸	
				⑥㊹	
				⑥㊺	
				⑥㊻	
				⑥㊼	
				⑥㊽	
				⑥㊾	
				⑥㊿	
				⑦①	
				⑦②	
				⑦③	
				⑦④	
				⑦⑤	
				⑦⑥	
				⑦⑦	
				⑦⑧	
				⑦⑨	
				⑦⑩	
				⑦⑪	
				⑦⑫	
				⑦⑬	
				⑦⑭	
				⑦⑮	
				⑦⑯	
				⑦⑰	
				⑦⑱	
				⑦⑲	
				⑦⑳	
				⑦㉑	
				⑦㉒	
				⑦㉓	
				⑦㉔	
				⑦㉕	
				⑦㉖	
				⑦㉗	
				⑦㉘	
				⑦㉙	
				⑦㉚	
				⑦㉛	
				⑦㉜	
				⑦㉝	
				⑦㉞	
				⑦㉟	
				⑦㊱	
				⑦㊲	
				⑦㊳	
				⑦㊴	
				⑦㊵	
				⑦㊶	
				⑦㊷	
				⑦㊸	
				⑦㊹	
				⑦㊺	
				⑦㊻	
				⑦㊼	
				⑦㊽	
				⑦㊾	
				⑦㊿	
				⑧①	
				⑧②	
				⑧③	
				⑧④	
				⑧⑤	
				⑧⑥	
				⑧⑦	
				⑧⑧	
				⑧⑨	
				⑧⑩	
				⑧⑪	
				⑧⑫	
				⑧⑬	
				⑧⑭	
				⑧⑮	
				⑧⑯	
				⑧⑰	
				⑧⑱	
				⑧⑲	
				⑧⑳	
				⑧㉑	
				⑧㉒	
				⑧㉓	
				⑧㉔	
				⑧㉕	
				⑧㉖	
				⑧㉗	
				⑧㉘	
				⑧㉙	
				⑧㉚	
				⑧㉛	
				⑧㉜	
				⑧㉝	
				⑧㉞	
				⑧㉟	
				⑧㊱	
				⑧㊲	
				⑧㊳	
				⑧㊴	
				⑧㊵	
				⑧㊶	
				⑧㊷	
				⑧㊸	
				⑧㊹	
				⑧㊺	
				⑧㊻	
				⑧㊼	
				⑧㊽	
				⑧㊾	
				⑧㊿	
				⑨①	
				⑨②	
				⑨③	
				⑨④	
				⑨⑤	
				⑨⑥	
				⑨⑦	
				⑨⑧	
				⑨⑨	
				⑨⑩	
				⑨⑪	
				⑨⑫	
				⑨⑬	
				⑨⑭	
				⑨⑮	
				⑨⑯	
				⑨⑰	
				⑨⑱	
				⑨⑲	
				⑨⑳	
				⑨㉑	
				⑨㉒	
				⑨㉓	
				⑨㉔	
				⑨㉕	
				⑨㉖	
				⑨㉗	
				⑨㉘	
				⑨㉙	
				⑨㉚	
				⑨㉛	
				⑨㉜	
				⑨㉝	
				⑨㉞	
				⑨㉟	
				⑨㊱	
				⑨㊲	
				⑨㊳	
				⑨㊴	
				⑨㊵	
				⑨㊶	
				⑨㊷	
				⑨㊸	
				⑨㊹	
				⑨㊺	
				⑨㊻	
				⑨㊼	
				⑨㊽	
				⑨㊾	
				⑨㊿	
				⑩①	
				⑩②	
				⑩③	
				⑩④	
				⑩⑤	
				⑩⑥	
				⑩⑦	
				⑩⑧	
				⑩⑨	
				⑩⑩	
				⑩⑪	
				⑩⑫	
				⑩⑬	
				⑩⑭	
				⑩⑮	
				⑩⑯	
				⑩⑰	
				⑩⑱	
				⑩⑲	
				⑩⑳	
				⑩㉑	
				⑩㉒	
				⑩㉓	
				⑩㉔	
				⑩㉕	
				⑩㉖	
				⑩㉗	
				⑩㉘	
				⑩㉙	
				⑩㉚	
				⑩㉛	
				⑩㉜	
				⑩㉝	

・法人の場合

損益計算書の「税引前当期純利益」に、「農業経営基盤強化準備金繰入額－農業経営基盤強化準備金戻入額」と「販管費のうち役員報酬」を加算した合計を、「売上（収入）高に占める農業・関連事業等の売上高の割合」を乗じて得た金額を記載してください。

< 損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書からの計算例 >

損益計算書 (自 令和〇〇年11月1日 至 令和〇〇年10月31日) (単位:円)		販売費及び一般管理費内訳書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) (単位:円)	
科目	金額	科目	金額
【売上高】		旅費交通費	345,000
売上高(米穀)	90,000,000	広告宣伝費	235,000
売上高(農作業等)	30,000,000	販売促進費	40,000
売上高(餅、クレープ他)	30,000,000	役員報酬	7,200,000
価格補填収入	1,000,000	給与	4,520,000
売上高(除雪)	50,000,000	...	...
売上高合計	201,000,000	販売費及び一般管理費合計	...
【売上原価】			
期首棚卸高	17,000,000		
当期製品製造原価	177,000,000		
合計	194,000,000		
期末材料棚卸高	11,000,000		
売上原価	183,000,000		
売上総利益	18,000,000		
【販売費及び一般管理費】			
販売費及び一般管理費	37,000,000		
営業利益	▲ 19,000,000		
【営業外利益】			
受取利息	10,000		
受取配当	10,000		
作付助成金	1,500,000		
雑収入	27,000,000		
営業外利益合計	28,520,000		
【営業外費用】			
支払利息	800,000		
営業外費用合計	800,000		
経常利益	8,720,000		
【特別利益】			
固定資産売却益	100,000		
経営安定補填収入	500,000		
農業経営基盤強化準備金繰入	...		
特別利益合計	600,000		
【特別損失】			
固定資産除却費	10,000		
農業経営基盤強化準備金繰入	3,000,000		
特別損失合計	3,010,000		

農業・関連事業等の売上高	151,000,000
売上高合計	201,000,000
① 営業利益（損失）	▲ 19,000,000
② 営業外利益	28,520,000
③ 営業外費用	800,000
④ 経常利益 (① + ② - ③)	8,720,000
⑤ 特別利益	600,000
⑥ 特別損失	3,010,000
⑦ 税引前当期純利益 (④ + ⑤ - ⑥)	6,310,000
⑧ 役員報酬	7,200,000

$$\left[\begin{array}{l} \text{税引前当期純利益} \\ 6,310,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{準備金繰入額－} \\ \text{準備金戻入額} \\ 3,000,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{役員報酬} \\ 7,200,000\text{円} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{農業・関連事業等の売上高} \\ \text{総売上高} \\ 151,000,000\text{円} \\ 201,000,000\text{円} \end{array}}{1}$$

農業所得
12,403,034円

課税・免税事業者等の事業者区分欄

申請時点の事業者区分を選択してください。
 課税事業者は経費（事業費）合計の税抜き金額が補助対象経費として算出され、免税・課税事業者等は税込み金額が補助対象経費となります。
 選択を誤ると本来税抜き金額で補助を受けるべきところ税込み金額が交付され、事後的に返還が生じる可能性がありますので、書類等でよく確認してください。

(3) 経営継承の概要欄

先代事業者の情報と継承した資産等、経営継承の概要を記載してください。

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく たろう 稲作 太郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1947 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 77 歳

(2) 継承した資産等の概要

経営継承年月日 2023 年 1 月 1 日

資産区分	継承方法		備 考
農地等	全部継承	有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承	使用貸借	父親が所有していた機械(トラクター、田植え機)について賃借契約を締結した。
施設	全部継承	使用貸借	先代が所有していた施設について賃貸借契約を締結した。

項目	記載方法
年齢	継承時点の、先代事業者の年齢を記載してください。
経営継承年月日	個人事業主の場合は 開業等届出書の開業・廃業等日欄 に記載した年月日、法人の場合は代表者に関する 変更登記 をした年月日を記載してください。
継承した資産等の概要	先代の経営資産をどのような方法で継承したか記載してください。 ※原則、先代事業者が有していた農業経営に必要なすべての資産について、利用権や使用貸借などを含めて後継者に権原設定され、継承している必要（主宰権の移譲に際し、生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと）があります（ただし、陳腐化している場合など特段の事情がある場合を除く）。 ※「備考」欄は、資産区分ごとの主な資産の継承方法を具体的に記載してください。 ※継承方法を「一部継承」とした場合は、すべての経営資産を継承していない理由を備考欄に具体的に記載してください。 ※一部の資産について、現時点で後継者への権原設定が済んでいない場合でも、具体的な期日が定まっている場合は、その予定を備考欄に記載してください。

(4) 経営発展の取組欄

計画に定める成果目標を達成するために行う経営発展の取組を記載してください。なお、取り組む内容や成果目標の達成に向けた必要性が判らなければ補助対象外となり、ポイントも加算されませんのでご注意ください。

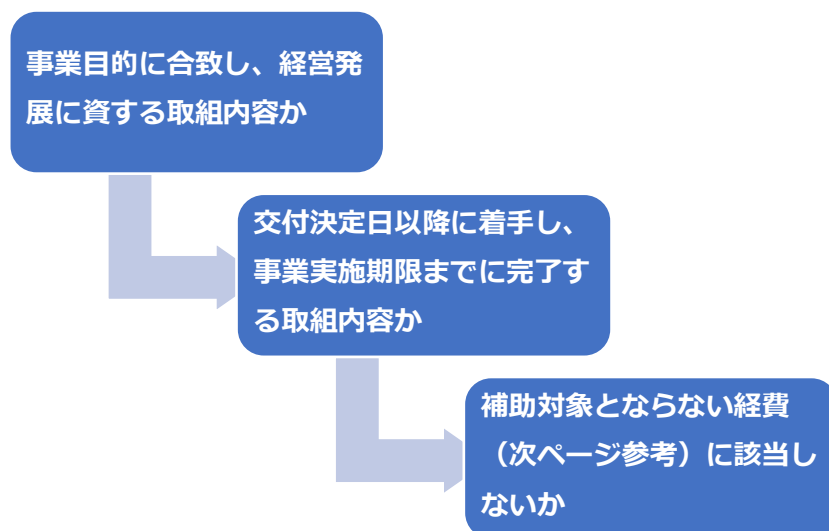
4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入		
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化するため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。		
	区分番号	区分別の取組内容	経費内訳
	①	農業経営を法人化	・法人設立手数料(定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代):240,000円 ・司法書士への報酬:20,000円
	⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	・コンサルタント費用(5日間程度、旅費込み):300,000円 ・審査費用:150,000円 年間登録料:70,000円
	⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	・農業簿記ソフト(青色申告用)購入費:30,000円 ・販売管理ソフト(クラウド型)購入費:80,000円
	⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	・A社製の水管理システム(商品名: @@@@):562,500円
		経費(事業費)合計	1,452,500 円
		補助対象経費合計	1,000,000 円

項目	記載方法
具体的な取組内容	現状の課題等を踏まえ、成果目標の達成に向けて、どのような方針でどのような取組を行うのか、計画全体の内容を具体的に記載してください。
区分番号	取組内容と合致する取組区分の番号①～⑬のいずれかを記載してください。一つの取組内容には一つの取組区分しか適用することはできません。
区分別の取組内容	区分ごとの取組内容(研修内容、活用する専門家、取得する機械と目的など)が具体的に判るように記載してください。 本年度の事業実施期間内(交付決定日～令和7年3月10日)に実施する取組を記載してください。記載した取組は、市町村への取組完了報告時に領収書や成果品などで、取組の完了が確認できる必要があります。
経費(円)	課税事業者、免税・簡易課税事業者にかかわらず、取組に要する経費を税込金額で記載してください。 他の取組で補助対象経費合計が上限の100万円に達していても、成果目標の達成に必要で経費が生じる取組を計画する場合は経費を計上してください。 ※成果目標の達成に必要なら、経費が生じない(0円)取組も記載することは可能ですが、加点対象とはならないため、様式第3号 経営発展計画総括表の「経営発展の取組情報」において、当該取組はチェックを入れないでください。
経費内訳	見積書などを参考にして単価、個数・回数等を具体的に記載してください。 機械購入の場合は、「高性能苗箱洗浄機 S S S 8 0 1 : 350,000 円×1 台」、「ハンマーナイフモア T T X 1 5 5 5 - 4 L A : 480,000 円×1 台」のように型番を

	付記してください。
補助対象経費 合計	エクセルの様式で入力した際、課税事業者は自動的に税抜き金額で算出されるので、編集しないでください。

取組内容は、以下のように補助対象経費に該当するかどうかよく確認のうえ記載してください。



経費	補助対象とならない経費（例）
(1) 専門家謝金	▼ 単価根拠が明確でなく、社会通念上妥当でない金額の支出 ▼ 書面等の取り交わしがなく、依頼する業務内容が明確でない支出
(2) 専門家旅費	▼ 国の支給基準の超過支出分、日当、グリーン車等の付加料金分、食事付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける食事代・入浴料相当分
(3) 研修費	▼ 近所の篤農家による技術指導研修費、語学研修費（農畜産物の輸出に取り組む場合は除きます。）、ペン字など農業経営に直接関係のない研修費、教育訓練給付金など国の補助事業を併用した研修費
(4) 旅費	▼ 国の支給基準の超過支出分、日当、グリーン車等の付加料金分、食事付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける食事代・入浴料相当分
(5) 機械装置等費	▼ 単なる取替え更新の機械装置等の購入費用 ▼ 他の用途での使用（目的外使用）のおそれがある汎用機器（例：パソコン・タブレット端末及び周辺機器（ハードディスク・ネットワーク機器（LAN・Wi-Fi等の接続機器）・サーバー等）、自転車等の購入費用 ▼ 車両購入費、文房具等の事務用品等の消耗品購入費、文書作成ソフト等の一般事務用ソフトウェア購入費、スマートフォン・電話機（目的・用途に関わらず）の購入費、既に導入しているソフトウェアの更新料、単なる機械装置等の更新のための古い機械装置等の撤去・廃棄費用 【中古品の購入について】 中古品の購入費は、次に定める条件を満たしている場合に補助対象経費として認

	めます。 ① 法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が２年以上のものであること ② 見積書又は価格の妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格が分かるインターネット上の情報等）が整備されていること（整備されていない場合は、補助対象経費として認められません。） ※購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により経営発展計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。 【汎用性のある機械について】 自走式作業用機械設備（パワーショベル、ショベルローダーなど）等の農業経営以外の用途に利用できる汎用性のある機械装置等については、次に定める件を満たしている場合に補助対象経費として認めます。 ① 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。 ② 農業経営において真に必要であること。 ③ 導入後の適正利用が確認できること（使用管理簿等を備えておくこと）
(6)広報費	▼ 名刺作成費、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるもの）に要する経費、文房具等の事務用品等の消耗品（販促品・チラシ・DMを自社で内製する場合でも、ペン類、クリアファイル、用紙・インク・封筒等の購入費を含みます。）の購入費、金券・商品券の購入費、チラシ等の配布物のうち未配布・未使用分に係る経費、補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布に要する経費、売上高や販売数量等に応じて課金される経費、ウェブサイトのＳＥＯ対策等で効果や作業内容が不明確なものに係る経費
(7)展示会等出展費	▼ 補助事業期間外に開催されるＰＲ活動の経費、文房具等の事務用品等の消耗品代、選考会・審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用
(8)開発・取得費	▼ 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費、文房具等の事務用品等の消耗品代、開発・試作ではない販売商品を生産するための原材料の購入費、開発・試作目的で購入したが使い切らなかった材料費、デザインの改良等をしない既存包装パッケージの印刷・購入費、開発・試作ではない販売商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ代
(9)雑役務費	▼ 臨時雇い入れとみなされない場合（例えば、あるアルバイト従業員への支払給料を雑役務費として計上した後、当該アルバイト従業員に社会保険を適用させ正規型の従業員として雇い入れる場合等）、通常業務に従事させるために雇い入れ者に係る経費
(10)借料	▼ 自主事業など補助事業以外にも使用するものに要する経費、通常業務のために使用するものに要する経費、事務所等に係る家賃
(11)設備処分費	▼ 商品在庫の廃棄・処分費用、消耗品の処分費用、自己所有物の修繕費、原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等に係る原状回復に要する経費

(12)委託費	▼ 事業遂行に必要と認められない経費 ▼ 委託内容や金額などが明記された契約書等が締結されておらず、委託者（農業者）に成果物等が帰属しない委託費
(13)外注費	▼ 本事業の遂行に直接必要と認められない工事・作業に要する経費 ▼ 住宅兼店舗における住宅部分の改装工事に要する経費 ▼ 不動産の取得に該当する工事（※）に要する経費 ※「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置、ユニットハウス、プレハブハウス等）の設置」の場合、以下の3つの要件すべてを満たすものは、補助対象経費として認められない「不動産の取得」に該当します（固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用）。 ① 外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること なお、支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。 ② 土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること なお、コンクリートブロックの上に、市販の簡易物置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しません。 ③ 用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること
上記（１）から（１３）までに掲げる経費においても、下記に該当する経費は補助対象経費として認められません。 ① 本事業の目的に合致しないもの ② 先代経営事業者又は先代経営者が事業の用に供していた資産を後継者が取得する際に要する経費 ③ 必要な経理書類（領収書等）を用意できないもの ④ 交付決定前着手の承認を受けていない交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの ※１ 展示会等への出展の申込みについてのみ、交付決定前の申込みでも補助対象となります（ただし、請求書の発行が交付決定日以後でなければ補助対象経費として認められません。）。 ※２ 見積の取得は交付決定前でも構いません。 ⑤ 生物の購入費（ただし、新たな品種・作物・部門の導入、新商品の開発の取組として購入する場合があります。） ⑥ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費（賃貸物件の修繕費等含まれます。） ⑦ オークション品の購入（インターネットオークションやフリマサイトを含みます。） ⑧ 駐車場代（ただし、専門家族費又は旅費に該当するものを除きます。）、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ⑨ 電話代、インターネット利用料金等の通信費 ⑩ パソコン、タブレット端末、ハードディスク、ネットワーク機器（LAN、Wi-Fi等の接続機器）、サーバー等の購入費	

- ⑪ 事務用品等の消耗品代（ハサミ、テープ類、CD・DVD、USB メモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材などの購入費）
- ⑫ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑬ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑭ 不動産の購入費、取得費及び賃借料、車検費用、修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除きます。）
- ⑮ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑯ 金融機関への振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とします。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料等
- ⑰ 本事業の遂行に必要なではない公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象経費として認められません。）
- ⑱ 各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とします。）
- ⑲ 借入金などの支払利息及び遅延損害金、クラウドファンディング実施にかかる手数料
- ⑳ 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（消費税増税にともない発行されるプレミアム付き商品券を含みます。）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ㉑ 役員報酬、直接人件費
- ㉒ 各種キャンセルに係る取引手数料等（自然災害等補助対象者の責に帰さないものを除きます。）
- ㉓ 補助金応募書類・事業実績報告書等の作成・送付・手続に係る費用
- ㉔ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※その他、公募要領 4～9 ページの「2 補助対象経費」をよくご確認ください

（５）成果目標の設定欄

「(1) 付加価値額の向上」のＡ又はイのいずれか一項目、「(2) 地域貢献」のＡ又はイのいずれか一項目をそれぞれ選び、事業実施年度を１年度目として２年度目、３年度目（目標年度）まで値を記載してください。

(1) 付加価値額については、「経営継承時から目標年度までの増減率」は正の値になっている必要があります。

(2) 地域貢献も正の値である必要がありますが、やむを得ない場合は現状維持でも可とします。

（ただし、ポイントは加算されません。）また、この場合、経営方針の欄に、規模拡大によらず経営発展する方針が具体的に記載されている必要があります。

5 成果目標の設定					
(1) 付加価値額の向上					
項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	280 (万円)	285	295	300	7.1%

(2) 地域貢献					
項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	1,565 (a、頭、羽)	1,565	1,865	2,065	31.9%
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

項目	記載方法
(1)付加価値額の向上	付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものです。農業収入から農業生産に投入された肥料、飼料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。 <u>経営継承時の欄は、経営継承時点における直近の先代事業者による税務申告書類</u> に記載したそれぞれの額を用いて計算してください。
1経営体当たりの付加価値額	＜計算方法＞ 収入総額（雑収入のうち補助金収入は含み、農業外収入は含みません。）から費用総額を差し引き、人件費（費用総額に含まれるものに限ります。）を加算して算出します。

	<table><tr><th>科 目</th><th>金 額 (円)</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>作業用衣料費</td><td>⑧</td><td>差 引 金 額</td><td>⑮</td></tr><tr><td>農業共済掛金</td><td>⑨</td><td>(7-8)</td><td></td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>⑩</td><td>貸倒引当金</td><td>⑯</td></tr><tr><td>仮払消費税</td><td>⑪</td><td>繰戻引当金</td><td>⑰</td></tr><tr><td>雇 入 費</td><td>⑫</td><td>計</td><td>⑱</td></tr><tr><td>利子割引料</td><td>⑬</td><td>専従者給与</td><td>⑲</td></tr><tr><td>地代・賃借料</td><td>⑭</td><td>貸倒引当金</td><td>⑳</td></tr><tr><td>土地改良費</td><td>⑰</td><td>繰入金等</td><td>㉑</td></tr><tr><td></td><td>⑱</td><td>計</td><td>㉒</td></tr><tr><td></td><td>㉓</td><td>青色申告特別控除前の所得金額</td><td>㉔</td></tr><tr><td></td><td>㉕</td><td>(9+10-11)</td><td></td></tr><tr><td>雑 費</td><td>㉖</td><td>青色申告特別控除額</td><td>㉕</td></tr><tr><td>小 計</td><td>㉗</td><td>所 得 金 額</td><td>㉖</td></tr><tr><td>農産物以外 の 種 卸 高</td><td>㉘</td><td>(10-11)</td><td></td></tr><tr><td>開 末</td><td>㉙</td><td>⑱のうち、肉用牛について 特別の適用を受ける金額</td><td></td></tr><tr><td>経費から差し引く果 樹牛馬等の育成費用</td><td>㉚</td><td>●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を読んでください。</td><td></td></tr><tr><td>計 (20+22-23-24)</td><td>㉛</td><td>●下の欄には、書かないでください。</td><td></td></tr></table>	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額	作業用衣料費	⑧	差 引 金 額	⑮	農業共済掛金	⑨	(7-8)		減価償却費	⑩	貸倒引当金	⑯	仮払消費税	⑪	繰戻引当金	⑰	雇 入 費	⑫	計	⑱	利子割引料	⑬	専従者給与	⑲	地代・賃借料	⑭	貸倒引当金	⑳	土地改良費	⑰	繰入金等	㉑		⑱	計	㉒		㉓	青色申告特別控除前の所得金額	㉔		㉕	(9+10-11)		雑 費	㉖	青色申告特別控除額	㉕	小 計	㉗	所 得 金 額	㉖	農産物以外 の 種 卸 高	㉘	(10-11)		開 末	㉙	⑱のうち、肉用牛について 特別の適用を受ける金額		経費から差し引く果 樹牛馬等の育成費用	㉚	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を読んでください。		計 (20+22-23-24)	㉛	●下の欄には、書かないでください。		<例> 個人の場合、決算書の ⑮差引金額に、⑫雇入費を 足して算出する。
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額																																																																							
作業用衣料費	⑧	差 引 金 額	⑮																																																																							
農業共済掛金	⑨	(7-8)																																																																								
減価償却費	⑩	貸倒引当金	⑯																																																																							
仮払消費税	⑪	繰戻引当金	⑰																																																																							
雇 入 費	⑫	計	⑱																																																																							
利子割引料	⑬	専従者給与	⑲																																																																							
地代・賃借料	⑭	貸倒引当金	⑳																																																																							
土地改良費	⑰	繰入金等	㉑																																																																							
	⑱	計	㉒																																																																							
	㉓	青色申告特別控除前の所得金額	㉔																																																																							
	㉕	(9+10-11)																																																																								
雑 費	㉖	青色申告特別控除額	㉕																																																																							
小 計	㉗	所 得 金 額	㉖																																																																							
農産物以外 の 種 卸 高	㉘	(10-11)																																																																								
開 末	㉙	⑱のうち、肉用牛について 特別の適用を受ける金額																																																																								
経費から差し引く果 樹牛馬等の育成費用	㉚	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を読んでください。																																																																								
計 (20+22-23-24)	㉛	●下の欄には、書かないでください。																																																																								
就業者 1 人当 たりの付加価 値額	<計算方法> 1 経営体当たりの付加価値額を、就業者数（役員数、常時雇用者数、臨時雇用者数の合計）で除して算出します。																																																																									
(2)地域貢献	地域の農地の引受けや常時雇用者数の増加 現状の欄は、申請時点における経営面積や飼養頭羽数を記載してください。																																																																									
常時雇用者数 の増加	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めるに雇った人を含む）の人数を記載してください。なお、雇用関係が雇用契約書等で雇用した年月日、雇用期間が確認できる必要があります。																																																																									

（６）地域貢献に関する特徴的な取組

6 地域貢献に関する特徴的な取組

地域の農業者3名に対する作業(田植え、稲刈り)受託を通じ、地域農業の維持に貢献する。

記載方法

地域貢献に関する特徴的な取組は、5の（２）以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記載してください。

例)

- ・地域の耕作放棄地〇haを引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。
- ・地域の農地の〇割を占める〇haの農地の耕作を維持し、地域農業の維持に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対する作業（〇〇、〇〇）受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供（技術提供・支援）を通じ、地域農業の強化に貢献する。
- ・新規就農者〇名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。
- ・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。

- ・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。
- ・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

②継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表（写し）

継承時点の経営状況を確認するため、継承年における先代事業者の確定申告書を提出いただきます。

收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。ご自宅から e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

なお、收受日付印がないものであっても申請は受理されますが、採択後に、虚偽の確定申告書類であることが判明した場合は、虚偽申請として交付決定が取り消されるとともに、関係法令により罰せられることがありますのでご注意ください。

③継承時点の所得税青色申告決算書（写し）

令和 0 年分所得税青色申告決算書 (個人用)

FA3100

この青色申告決算書は簡便で記入しやすく、黒いボールペンで書いてください。

令和 0 年分 所得税青色申告決算書 (個人用)

FA3125

令和 0 年分 収入金額の内訳 (個人用)

FA3150

貸借対照表 (個人用)

FA3175

継承時点の経営状況を確認するため、継承年における先代事業者の青色申告決算書を提出いただきます。

先代事業者の所得税青色申告決算書の写しを紛失などしている場合は、所轄の税務署へ保有個人情報開示請求書（手数料 300 円が必要）により申請して、所得税青色申告決算書の写しを取得して、提出してください。

④所得税の青色申告承認申請書（写し）

税務署受付印

1090

所得税の青色申告承認申請書

納税地

○住所・○居住地・○事業所等（該当するものを選択してください。）
(〒 -)
(TEL - -)

上記以外の住所・事業所等

納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。
(〒 -)
(TEL - -)

フリガナ氏名

生年月日
○大正
○昭和
○平成
○令和

年 月 日生

職業

フリガナ屋号

令和 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）
名称 所在地
名称 所在地

2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）
○事業所得 ・○不動産所得 ・○山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) ○有（○取消し・○取りやめ） 年 月 日 (2) ○無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無
(1) ○有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) ○無

6 その他参考事項
(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）
○複式簿記・○簡易簿記・○その他（ ）
(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他
(3) その他

関与税理士
(TEL - -)

税務署整理欄

整理番号
0 | | | | |
通信日付印の年月日
年 月 日

関係部門
A B C
確認印

後継者である申請者が青色申告主体となっていることを確認するため、申請者の青色申告承認申請書（写し）を提出いただきます。

⑤家族経営協定（写し） ※家族農業経営の場合のみ

〇〇家における家族経営協定書

（目的）

第1条

夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

（経営方針）

第2条

我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

- 1 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。
- 2 常にプロ意識を持って農業生産にかかわる。
- 3 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場をもつ。

（経営の役割分担）

第3条

役割分担は次のとおりとする。

- 1 生産活動の運営に関すること
 - ・米、野菜 主担当〇〇、副担当■ ■
 - ・ぶどう 主担当● ●、副担当〇〇
- 2 農業簿記及び青色申告に関すること
主担当□ □、副担当〇〇
- 3 作業日誌の記帳
主担当〇〇、副担当● ●

（労働報酬）

第4条

報酬については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 1 労働報酬の種類：月給制
- 2 支払期日：毎月末
- 3 支払方法：口座振込
- 4 特別手当：年一回(1月)

経営継承後の役割分担等を確認するため、継承後に作成・更新したものを提出してください。
公募要領 25 ページに参考例を記載していますので、必要に応じて活用してください

(2) 法人の場合

①履歴事項全部証明書（写し） …任意組織以外の場合

定款又は組織及び運営のについての規約（写し） …任意組織の場合

履歴事項全部証明書	
長野県 有限会社	
会社法人等番号	
商号	
本店	長野県

役員に関する事項	
取締役	
取締役	
取締役	
代表取締役	

代表者の変更を確認するために、履歴事項全部証明書を提出いただきます。任意組織の場合は、定款や組織の規約で確認します。

②継承時点の法人税確定申告書 別表一

■ **OCR入力用** ・この用紙はとじこまないでください。
・この用紙は機械で読み取ります。印をたじり落としたりしないでください。

(法) **F B 0 6 1 1**

令和 年 月 日 税務署長宛		法人区分 （法人種別）		青色申告 一 通 号	
〒 市 区 町 丁目 番 号 番地 電話（ ）		事業年度 （期）		税務年度 （期）	
法人名		同業区分 （業種）		申告年月日	
法人番号		届納税額等		申告額	
代表者 の氏名		課税入金額		申告額	
代表者 の住所		法人税額		申告額	
代表者 の印		法人税額		申告額	

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税年度分の地方税法 申告書
（の 計 算 書 等）

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 （第5条49の①）	法人税額 （第50条49の①）	法人税額の増減調整額 （第50条49の②）	法人税額 （第50条49の③）	法人税額の増減調整額 （第50条49の④）	法人税額 （第50条49の⑤）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑥）	法人税額 （第50条49の⑦）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑧）	法人税額 （第50条49の⑨）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑩）	法人税額 （第50条49の⑪）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑫）	法人税額 （第50条49の⑬）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑭）	法人税額 （第50条49の⑮）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑯）	法人税額 （第50条49の⑰）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑱）	法人税額 （第50条49の⑲）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑳）	法人税額 （第50条49の㉑）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉒）	法人税額 （第50条49の㉓）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉔）	法人税額 （第50条49の㉕）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉖）	法人税額 （第50条49の㉗）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉘）	法人税額 （第50条49の㉙）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉚）	法人税額 （第50条49の㉛）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉜）	法人税額 （第50条49の㉝）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉞）	法人税額 （第50条49の㉟）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊱）	法人税額 （第50条49の㊲）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊳）	法人税額 （第50条49の㊴）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊵）	法人税額 （第50条49の㊶）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊷）	法人税額 （第50条49の㊸）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊹）	法人税額 （第50条49の㊺）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊻）	法人税額 （第50条49の㊼）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊽）	法人税額 （第50条49の㊾）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊿）
	この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 （第5条49の①）	法人税額 （第50条49の①）	法人税額の増減調整額 （第50条49の②）	法人税額 （第50条49の③）	法人税額の増減調整額 （第50条49の④）	法人税額 （第50条49の⑤）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑥）	法人税額 （第50条49の⑦）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑧）	法人税額 （第50条49の⑨）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑩）	法人税額 （第50条49の⑪）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑫）	法人税額 （第50条49の⑬）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑭）	法人税額 （第50条49の⑮）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑯）	法人税額 （第50条49の⑰）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑱）	法人税額 （第50条49の⑲）	法人税額の増減調整額 （第50条49の⑳）	法人税額 （第50条49の㉑）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉒）	法人税額 （第50条49の㉓）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉔）	法人税額 （第50条49の㉕）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉖）	法人税額 （第50条49の㉗）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉘）	法人税額 （第50条49の㉙）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉚）	法人税額 （第50条49の㉛）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉜）	法人税額 （第50条49の㉝）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㉞）	法人税額 （第50条49の㉟）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊱）	法人税額 （第50条49の㊲）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊳）	法人税額 （第50条49の㊴）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊵）	法人税額 （第50条49の㊶）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊷）	法人税額 （第50条49の㊸）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊹）	法人税額 （第50条49の㊺）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊻）	法人税額 （第50条49の㊼）	法人税額の増減調整額 （第50条49の㊽）	法人税額 （第50条49の㊾）

決定確定の日

課税年度
令和 年 月 日

申告書
令和 年 月 日

代表者
の氏名

代表者
の印

税務署長
の印

收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。事務所などから e-Tax により申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

なお、收受日付印がないものであっても申請は受理されますが、採択後に、虚偽の確定申告書類であることが判明した場合は、虚偽申請として交付決定が取り消されるとともに、関係法令により罰せられることがありますのでご注意ください。

また、主宰権の移譲を受けると同時に法人化した場合にあっては、先代事業者の「確定申告書第一表及び第二表（写し）」を提出いただきます。

③継承時点の損益計算書（写し）

損 益 計 算 書	
(自 平成__年__月__日 至 平成__年__月__日)	
(単位：円)	
科 目	金 額
売 上 高	100,000,000
売 上 原 価	50,000,000
売 上 総 利 益	50,000,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,000,000
営 業 利 益	47,000,000
営 業 外 取 益	
受 取 利 息	850,000
受 取 配 当 金	470,000
為 替 差 益	100,000
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	845,000
た な 卸 資 産 評 価 損	365,000
為 替 差 損	95,100
そ の 他	10,000
経 常 利 益	46,964,900
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,000,000
前 期 損 益 修 正 益	20,000
賞 与 引 当 金 戻 入 額	3,000
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	0
そ の 他	0
特 別 損 失	
前 期 損 益 修 正 損	10,000
固 定 資 産 除 売 却 損	500,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 利 益	47,477,900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,000,000
法 人 税 等 調 整 額	△10,525,000
当 期 純 利 益	38,002,900

損益計算書に基づき、農業所得や付加価値額を算出します。算出に必要な値を確認できる項目がなければ、「販売費及び一般管理費」の内訳等も確認して記載してください。

また、主宰権の移譲を受けると同時に法人化した場合にあっては、先代事業者の「青色申告決算書」を提出いただきます。

④法人税の青色申告承認申請書（写し）

 青色申告の承認申請書 令和 年 月 日 税務署長殿		申請番号 _____ 〒 _____ 納税地 _____ (フリガナ) _____ 法人名等 _____ 法人番号 _____ (フリガナ) _____ 代表者氏名 _____ 代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 資本金又は出資金額 _____ 円	
自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。 至令和 年 月 日			
記			
1 次に該当するときには、それぞれ□に印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。			
☐ 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日			
☐ この申請後、青色申告書を最初に出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内閣府人である普通法人若しくは協同組合等においてはその設立の日、内閣府人である公益法人等若しくは人格のない社団等においては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等においては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日			
☐ 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日			
☐ 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの原因となった事実と該当する号及びその事実が生じた日 第4条の5第2項 号 平成・令和 年 月 日			
☐ 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成・令和 年 月 日			
2 参考事項			
(1) 帳簿記録の状況			
伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記録の時期	伝票又は帳簿名
(2) 特別な記録方法の採用の有無 イ 伝票会計採用 ロ 電子計算機利用			
(3) 税理士が関与している場合におけるその関与割合			
税理士署名押印		印	
※税務署 地理欄	部 門	決算 期	業種 番号
番号	入力	備考	送達 日付印

主権の移譲を受けると同時に法人化した場合等は、青色申告法人であることを確認するため、必要に応じて「法人税の青色申告承認申請書」を提出いただきます。

(3) 個人・法人ともに提出

[公募要領 様式第 12 号 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト]を事務局ホームページからダウンロードし、市町村へ経営発展計画を提出する前にチェックしてください。

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト

氏名(法人名・代表者名): _____

住 所: _____

チェック項目	チェック欄
1. 全般的な事項について	
記入漏れはありませんか？	☐
補助を受けるために必要となる補助対象者の要件を確認し、経営発展計画及び添付書類の記載事項について事実と相違ありませんか？	☐
補助事業の内容等を変更する際には事前に補助金事務局に相談が必要なことを確認・同意しましたか？	☐
交付決定前着手届を提出していない場合、補助金交付決定を受ける前に発生した経費は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	☐
補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書の提出がないと、補助金は受け取れないことを確認・同意しましたか？	☐
実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があることを確認・同意しましたか？	☐
50万円(税込)以上の所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があることを確認・同意しましたか？	☐
飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者の場合、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付しましたか？	☐
補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないことを確認・同意しましたか？	☐
本事業以外の国が助成する事業(融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択等を受けている場合は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	☐
個人情報の使用目的について確認・同意しましたか？	☐
アンケート調査等への協力について確認・同意しましたか？	☐
公募要領等に記載のない事項については、補助金事務局からの指示に従うことについて確認・同意しましたか？	☐
2. 申請者欄について	
後継者(申請者)が経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)より前に農業経営を主宰していません。	☐
後継者(申請者)が農業人材次世代投資事業(経営開始型)及び経営開始資金、経営発展支援事業による助成を受けたことはありません。	☐
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	☐
地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に強い意欲を有しています。	☐
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表取締役就任日)における年齢を記入しています。	☐
連絡先(電話番号及びメールアドレス)に誤りはありません。	☐
3. 経営概要欄について	
営農類型は、直近事業年度における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択しています。	☐
経営継承に際して、原則として、先代事業者の経営資産や経営規模等が著しく縮小していません。	☐
経営面積・飼養頭数は、単位や品種名は事実と相違がありません。	☐
女性が部門責任者であるとしてチェックした部門は、組織図や区分経理などで客観的に確認できます。	☐
環境配慮にチェックした場合、環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが確認できる書類等を添付しています。	☐
農業所得は、申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の経営継承した時点における所得を税務申告書類等から記入しています。	☐
消費税の課税事業者の欄におけるチェックに誤りはありません。	☐
農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている場合は、該当欄にチェックを入れています。	☐
4. 経営継承の概要欄について	
先代事業者・先代経営者は中心経営体等でした。	☐
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	☐
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)における年齢を記入しています。	☐
継承方法及び備考の記載内容は事実と相違ありません。	☐
5. 経営発展の取組欄について	
区分番号は、具体的な取組内容と合致しており、具体的な取組内容を記載しています。	☐
「経費(円)」の欄は税込み価格で記載し、課税事業者の場合は「補助対象経費合計」欄(上限100万円)が税抜き価格で計算された記載になっています。	☐
経費内訳は、見積書などを参考にして適切に記入しています。	☐
公募要領に記載されている【対象とならない経費例】に該当しているものはありません。	☐
6. 成果目標の設定欄について	
計算方法、単位など誤りなく記入しています。	☐
目標値は、実現可能性などを考慮して適切に設定しています。	☐
7. 地域貢献に関する特徴的な取組欄について	
成果目標欄に記入した取組以外であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記入しています。	☐

4. 採択された際の留意点

市町村から採択通知を受領後、必要に応じて経営発展計画を補正した上で、速やかに市町村へ取組承認申請を行ってください。

5. 計画に取り組む際の留意点

(1) 補助金支出の原則

補助金の支出にあたっては、次のような基本ルールが決まっています。

これが守られない場合は、いかに政策効果が期待できる事業が行われたとしても、補助金を交付することはできません。必ず守るように気を付けてください。

① 補助対象経費については、明確にその他の経費と経理を区分（帳簿上、他の収入・支出と明確に区分）してください。補助対象経費は本事業に使用したものととして明確にその他の経費と経理を区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

② 原則、交付決定日以降に発生（発注・契約）し、事業実施期限までに納品・支払いを終えた経費のみが補助対象となります。

③ 原則、経費は「銀行振込」又は「口座引き落とし」で支払ってください（自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です）。

ただし、以下の取引では例外的に現金払いが認められます。

- ・10万円（税込み）を超えない取引（支払いを複数回に分けて行う場合は、全ての回の支払い額の合計で考えます。）
- ・現金決済のみの取引（郵便局での郵券購入、代金引換限定のサービス等）であって、その理由等を確認できるもの
- ・「旅費」に係る取引
- ・取引先業者が商取引の慣例として振込による支払いを受け付けていないなど振り込むことができない特段の事情等がある場合（理由書を添付）

④ 帳簿及び証拠書類は、交付決定通知書とともに事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度から5年間、補助事業者の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておいてください。

⑤ 経費支出関係書類の宛名は、交付決定を受けた「助成対象者名」で統一してください。

⑥ 単価50万円（税込み）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産の取得」に該当し、補助事業が完了し、補助金の交付を受けた後であっても、処分制限期間（残存耐用年数期間）において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

よって、**【公募要領 様式第18号 財産管理台帳】**を整備し、処分制限期間（残存耐用年数期

間)が経過するまで保存してください。

(2)実施期間中の計画変更等

① 申請時に提出された経営発展計画について、転居等に伴う登録事項の変更がある場合には、**〔公募要領 様式第1号 取組承認申請書〕**を変更申請として市町村へ提出してください。

ただし、経営発展計画の取組内容については、申請時に提出された計画の内容を審査し、採択されたものであることから、取組内容の変更は軽微な変更（経費の増減、機械の馬力や型番等の変更など）に限られます（この場合、変更申請は不要であり、実績報告時に記載してください。）。

② 諸事情により補助事業の全部を廃止せざるを得ない場合は、遅くとも事業実施期限までに、市町村と相談の上、**〔公募要領 様式第1号 取組承認申請書〕**を廃止申請として市町村に提出してください。

(3)補助事業に係る経費支出の流れ

補助事業の執行には、透明で、適切な経理処理が要求されます。原則として、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで経費支出を行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整理します。

次の①～⑥に、段階ごとにどのような経理関係の書類が必要かを示していますので、参考にしてください。

① 見積

購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用を事前に確認した書類

（例）見積書・料金表

価格や内容が掲載されている商品などのホームページのプリントアウト等

※見積書とは、物品やサービスなどの取引先を選ぶために必要となる書類です。

② 発注・契約

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類

（例）発注書・契約書

発注日が確認できる、注文した際のファクシミリ、電子メール、注文履歴等のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です。）、相手からの受注確認書 など

※発注書とは、物品やサービスなどを購入する際の書類です。

③ 納品・完了・検収

物品を受け取り、又はサービスが完了したことを確認できる書類

（例）納品書・完了報告書・完了確認書 など

※納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品等が一致していること及び納品された期日を確認するための書類です。

④ 請求

物品やサービスなどの代金を請求されたことを確認できる書類

（例）請求書

請求日が確認できる、ファクシミリ、電子メール、請求履歴等のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です。） など

※請求書とは、物品を受け取り、又はサービスを受けたことの対価として取引先が代金を請求する書類です。

⑤ 支払い

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（原則は銀行振込又は口座引き落としですが、例外的に現金払いが認められる場合があります。）

※助成対象者からの支払いが事業実施期限まででないと補助対象経費として認められません（例えば、口座引き落としの場合、当該期限までに口座から引き落とされる必要があります。）。

（例）領収書・預金通帳の該当部分、振込書の控えや振込が完了したことがわかるネットバンキングの記録のプリントアウト など

※領収書とは、代金を支払ったことを証明するものとして取引先から発行される書類です（レシートではありません）。領収書に但し書きがなく、何を購入したか判断できない場合は、購入したものが証明できる資料（例：請求書やレシート等）も必要です。

※クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細及び口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳のコピー等）を提出してください。

※小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

※決済は法定通貨をお願いします。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

⑥ その他

その他の支出内容が分かる資料

（例）物品等の写真・提供を受けたサービスの内容が確認できる報告書 など

（４）証拠書類の記載事項

証拠書類は、第三者が見ただけで内容がわかることが重要です。したがって、経費内訳表に事業費が確認できる領収書又は振込伝票等の写しを添付してください。

※ 特に領収書が証拠書類の場合、宛名や説明（但し書き）の記載漏れが無いよう、気を付けてください。説明（但し書き）は「お品代」ではなく具体的な購入品名を記載してください。

（例）

〇〇株式会社 御中	2020 年 10 月 20 日
領 収 書	
¥ 54,000 -	
但し □□代として	
	××株式会社 印 (住所) (TEL)

（５）取組の実施状況報告について

助成対象者は、事業実施年度から経営発展計画を定めた目標年度まで、毎年度末に市町村へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について【公募要領 様式第 9 号 令和 6 年度経営継

承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告について]により市町村へ報告しなければなりません。

(6)その他

① 国が助成する他の制度を重複して利用しないことについて

同一の内容について、本事業以外の国が助成（独立行政法人等を含む。）する事業（補助金、委託費等）と重複して補助対象となりません。

② 補助対象事業の経理について

本事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、交付決定通知書とともに事業完了年度から5年間保存しなければなりません。

③ 自身が提供する物品等の調達等に係る利益排除について

補助対象経費として、補助事業者自身が提供する物品・サービスの調達等に係る経費を計上する場合は、当該経費により不当に利益を得る可能性を排除する必要があります。このため、補助事業者自身が提供する物品・サービスの調達等に係る経費は、当該物品・サービスを外部から調達した場合等を踏まえ、当該経費が妥当と認められる場合に限り、補助対象経費として計上できます。

④ 補助金の不正受給等の不正行為に対する処分について

補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、補助金返還のほか関係法令に基づき厳正に対処されます。

経営継承・発展支援事業

市町村事業実施計画提案書によくある不備内容

p44～50では「市町村事業実施計画提案書」によくある不備とその対応方法をまとめています。
提案書の提出時に留意する事項として、ご参照ください。

【基本的な留意事項】

- 経営発展計画の記載漏れや、必要な添付書類の不足にご留意ください。
- 同一の市町村内で複数の申請者の経営発展計画において、具体的な取組内容が不明であり、経費もほぼ同額となっている同じ取組を記載されるケース（例：取組内容は「各種データを活用した〇〇の改善」、経費内訳は「農業経営アドバイザーの利用」とのみ記載など）が散見されます。個々の経営体の現状等を踏まえ、成果目標の達成に向けて必要となる具体的な取組内容及び経費内訳を記載するようにしてください。

1 (様式第4号)市町村事業実施計画提案書

(様式第4号)

番 号
年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

〇〇市町村長
氏名

令和6年度〇〇市町村事業実施提案書の提出について
(経営継承・発展支援事業)

令和6年度経営継承・発展支援事業を実施したいので、下記のとおり市町村事業実施提案書を提出します。

記

事業実施年度	令和6年度
間接補助事業者	〇〇市町村

令和6年度〇〇市町村事業実施計画
(経営継承・発展支援事業)

1 必要経費総計

事業名	事業費	補助対象事業費※		
			うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

(注) 補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（1経営体当たり100万円上限）をいいます。

2 経営継承・発展に関する市町村の支援体制

1. 事業費が「(様式第3号)経営発展計画総括表」の経費情報と合っていない

経営発展計画総括表の事業費(円)と相違ないように記載してください。

経費情報			
事業費(円)	補助対象経費(円)	うち国費(円)	うち市町村費(円)
		0	0

総括表該当箇所

2. 「経営継承・発展に関する市町村の支援体制」の記載がない。

助成対象者が経営発展計画に着手し、経営発展するために市町村として支援する体制と内容を具体的に記載してください。

市町村他部局やJA等と連携して支援・フォローアップを行う等、どの機関がどのような役割を担い、実効性のある支援をしていくのか具体的に記載してください。

2 (様式第4号)市町村事業実施計画提案書の添付書類

申請書類及び添付書類			注意点
1	市町村事業実施計画提案書	様式第4号	必須書類
添付書類	本補助金の交付に関する規程又は要綱	任意様式	必須書類
	補助対象者として市町村長が認めた事由が判る資料	任意様式	実施要綱第2の5の(3)に定める認定農業者に準ずる者が申請者にいる場合

1.「本補助金の交付に関する規程又は要綱」として、総則的な市町村補助金等交付規則を提出している。

市町村補助金等交付規則において、本事業がどこで位置づけられているかを示す補足説明資料を提出してください。(作成例参照)

2.「補助対象者として市町村長が認めた事由が判る資料」について、後継者(申請者)の経営改善計画認定書を提出している。

先代事業者が、本事業における中心経営体等のうち、実施要綱第2の5(3)「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者」に該当する場合に、本資料の提出が必要です。

よって、後継者でなく先代事業者に関する資料を提出してください。

必要な資料は経営改善計画認定書ではなく、「なぜ地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めたのか」の事由を説明するものです。(作成例参照)

【作成例】

地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由

〇〇市町村第〇〇号による「令和3年度〇〇市事業実施提案書の提出について(経営継承・発展支援事業)」における「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者」として下記のとおり認めております。

記

1. 申請者

氏名 〇〇〇〇

整理番号 〇〇〇〇

2. 市町村長が認めた事由

例1) 当該経営体は、地域の農地面積〇〇haのうち〇〇haを耕作しており、荒廃農地の発生防止等の観点から地域農業の維持・発展に重要であるため。

例2) 当該経営体は、地域における農業生産額〇〇円のうち〇〇円(約〇割)を占めていることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

例3) 当該地域にて農業を主に営む者として、当該経営体のみしか存在しないことから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

本補助金の交付に関する規程又は要綱の補足説明

〇〇市町村第〇〇号による「令和5年度〇〇市町村事業実施提案書の提出について(経営継承・発展支援事業)」において、「本補助金の交付に関する規程又は要綱」として提出した書類について、下記のとおり本事業による補助金の交付が可能であることを補足いたします。

記

1. 添付書類

〇〇市町村補助金等交付規則

2. 本補助事業の交付が可能

- (例1) 本規則において定義する「補助事業」に、本事業も含まれるため。
(例2) 本規則の別表に掲げる「その他の事業」に、本事業も含まれるため。
(例3) 本規則の〇〇に記載の〇〇に、「本事業」も含まれるため。

	申請書類及び添付書類	注意点
	【経営発展計画にて「環境配慮」の欄にチェックを入れた場合】	
添付	環境負荷低減事業活動実施計画の認定証(写し)	任意様式 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定証 ・事業実施年度に同計画の認定を受ける見込みがあることが確認できる書類

3.環境配慮の欄について

環境配慮の欄については、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は同計画の認定を受ける見込みがあることが確認できる書類が必要書類となっています。

(様式第2号)

経営発展計画

整理番号	2001
都道府県名	〇〇県
市町村名	〇〇町

1 申請者

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく いちろう 稲作 一郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1974 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 〇〇 歳
連絡先	電話番号: 03-1234-××××	メールアドレス: nougyou@〇〇.ne.jp		

2 経営概要

農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている ☒	
営農類型	☒ 水田作 ☐ 畑作 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 露地花き ☐ 施設花き ☐ 酪農 ☐ 繁殖牛 ☐ 肥育牛 ☐ 養豚 ☐ 採卵養鶏 ☐ 食肉鶏 ☐ その他 ()
経営面積 飼養頭羽数	【作目】 コメ, 1,500 a (品種名: コシヒカリ), トマト, 65 a (品種名: 桃太郎) a (品種名:), a (品種名:) a (品種名:), a (品種名:) 【飼養頭羽数】 頭・羽 (品種名:), 頭・羽 (品種名:)
従業員数等	役員数 人 (うち女性 人) 常時雇用者数 2 人 (うち女性 1 人) 臨時雇用者数 人 女性が部門責任者である ☐ 環境配慮 ☒
農業所得	6,540,069 円 ☐ 課税事業者 ☒ 免税・簡易課税事業者等
経営方針	①現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。②常にプロ意識を持って農業生産に関わる。③経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。

3 経営継承の概要

ふりがな 氏名(代表者名)	いなさく たろう 稲作 太郎	☒ 男性 ☐ 女性	ふりがな 住 所	〒100-8950 とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区〇〇1-1-1
ふりがな 法人名		法人番号 (13桁)		年齢 1947 年 1 月 1 日生まれ 継承時点: 77 歳

(2) 継承した資産等の概要

資産区分	継承方法	備 考
農地等	全部継承 有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承 使用貸借	父親が所有していた機械(トラクター、田植え機)について賃借契約を締結した。
施設	全部継承 使用貸借	先代が所有していた施設について賃借契約を締結した。

1. [2 経営概要]の経営面積と、[5 成果目標の設定]の現状の面積が整合していない。

現状の経営概要として、農業所得の基礎となる**経営面積**を記入してください。

2. [課税事業者]、[免税・簡易課税事業者]の区分がチェックされていない。または誤っている。

経営継承後、**申請時点で課税事業者となっているかどうかよく確認**するなどして誤りなくチェックしてください。

本事業では、補助対象経費について課税事業者は税抜金額、免税・簡易課税事業者は税込金額で交付することとしています。

チェックが誤っていると、精算後に補助金に係る消費税仕入税額控除の関係で、消費税分の補助金返還の必要が生じる場合があるなど事務が煩雑になるため、ご注意ください。

3. 経営継承年月日が、添付した開業届の日付と整合していない

添付する開業届の開業・廃業等日と**一致した経営継承年月日**を記入してください。

また、開業届の開業・廃業等日に記入漏れがあるまま税務署に接受されている場合で、やむを得ず経営継承年月日が確認できない場合は、その理由を記した資料を提出してください。(作成例参照)

その際、合わせて申請者名義になっている取引履歴等、経営の主宰権が移譲されていることを確認できる書類を添付してください。

作成例

経営発展計画の経営継承年月日について

〇〇市町村第〇〇号による「令和 5 年度〇〇市事業実施提案書の提出について(経営継承・発展支援事業)」における、下記申請者の経営継承年月日については事実と相違ないことを確認しております。

記

1. 申請者

氏名 〇〇〇〇
整理番号 〇〇〇〇

2. 内容

添付した「個人事業の開業・廃業等届出書」について、記入漏れによって提出日および開業日が空欄のまま税務署に接受されております。

このことについて、〇月〇日に申請者に確認したところ、経営発展計画に記載された継承年月日以降の経営は、「〇〇〇」、「□□□」の書類により申請者名義での取引・入出金の記録があることから、申請者が経営の主宰権をもっている事実を確認しております。

以上

注:「〇〇〇」、「□□□」の書類は、「出荷伝票」や「精算明細書」、「取引明細表」、「預金通帳等取引口座の情報」など複数の書類にて申請者名義での取引・入出金があることを確認し、その書類を記述してください。

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入		
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化してするため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。		
	区分番号	区分別の取組内容	経費内訳
	①	農業経営を法人化	・法人設立手数料(定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代):240,000円 ・司法書士への報酬:20,000円
	⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	・コンサルタント費用(5日間程度、旅費込み):300,000円 ・審査費用:150,000円 年間登録料:70,000円
	⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	・農業簿記ソフト(青色申告用)購入費:30,000円 ・販売管理ソフト(クラウド型)購入費:80,000円
	⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	・A社製の水管理システム(商品名: @@@):562,500円
経費(事業費)合計		1,452,500 円	補助対象経費合計 1,000,000 円

4.「区分別の取組内容」について

留意点① 機械名だけ記載する等、具体的な内容が分からない。

留意点② 事業実施期間外に取り組む内容が記載されている。

留意点③ 取組内容に「農地の取得」や「新たな作業施設の建築」、「軽トラの購入」といった補助対象外の取組を記載している。

留意点④ 同一の市町村内で複数の申請者がまったく同じ取組内容を記載している。

留意点① 成果目標の達成に必要な取組内容(研修内容、活用する専門家、取得する機械と目的など)が具体的に判るように記載してください。

なお、トラクター等の一般的に農業者であれば所有している可能性の高い機械を導入する取組を経営発展計画に記載する場合は、単なる取替え更新ではないことが確認できるよう、また成果目標の達成に向けて必要となる取組であることが確認できるよう、現状と比較して向上する具体的な性能や買い増しによる導入であることなどを経費内訳欄に明記してください。

留意点② 本年度の**事業実施期間内(交付決定日～令和7年3月10日)**に**実施する取組**を記載してください。記載した取組は、市町村への取組完了報告時に領収書や成果品などで、取組の完了が確認できる必要があります。

留意点③ 不動産の取得や車両の購入といった**公募要領で補助対象外と明示している取組、あるいは農業経営に関係しない取組は記入しない**ようにしてください。

なお、不動産の取得(「作業場」や「休憩所」の設置等)と混同されるおそれがある取組を経営発展計画に記載する場合は、**公募要領8ページの不動産の定義に該当しない(土地への定着性がないことなど)**を確認するため、導入する設備等の具体的な型番や商品名などを経費内訳欄に明記してください。

留意点④ **個々の経営体の現状等を踏まえ、成果目標の達成に向けて必要となる具体的な取組内容及び経費内訳を記載してください。**

4 経営発展の取組

取組区分	①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入		
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化するため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。		
	区分番号	区分別の取組内容	経費内訳
	①	農業経営を法人化	・法人設立手数料(定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代):240,000円 ・司法書士への報酬:20,000円
	⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	・コンサルタント費用(5日間程度、旅費込み):300,000円 ・審査費用:150,000円 ・年間登録料:50,000円
	⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	・農業簿記ソフト(青色申告用)購入費:30,000円 ・販売管理ソフト(クラウド型)購入費:80,000円
	⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	・A社製の水管理システム(商品名:①①①):562,500円
経費(事業費)合計		1,452,500 円	補助対象経費合計 1,000,000 円

5. 一つの取組に複数の区分番号を記載している。

取組内容と合致する取組区分の番号①～⑬のいずれかを記載してください。
一つの取組内容には一つの取組区分しか適用することはできません。

6. 「経費(円)」が税抜金額で記載されている。
また、経費が生じる取組にもかかわらず0円で記載されている。

課税事業者、免税・簡易課税事業者にかかわらず、**取組に要する経費を税込金額で記載**してください。

課税事業者をチェックしている場合、補助対象経費合計欄が税抜金額になるように関数が入っています。

また、他の取組で補助対象経費合計が上限の100万円に達していても、**成果目標の達成に必要で経費が生じる取組を計画する場合は経費を計上**してください。

なお、成果目標の達成に必要なら、経費が生じない(0円)取組も記載することは可能ですが、**経費を要しない取組は加点対象となりません。**

7. 「経費内訳」に単価や個数の記載がない。

見積書などを参考にして**単価、個数・回数等を具体的に記載**してください。

また、機械購入の場合は、「高性能苗箱洗浄機 SSS801:350,000円×1台」、「ハンマーナイフモアTTX1555-4LA:480,000円×1台」のように型番を付記してください。

3（様式第2号）経営発展計画（続き）

5 成果目標の設定 (1)付加価値額の向上

項 目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	280 (万円)	285	295	300	7.1%

項 目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	1,565 (a、頭、羽)	1,565	1,865	2,065	31.9%
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組
地域の農業者3名に対する作業(田植え、稲刈り)受託を通じ、地域農業の維持に貢献する。

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和6年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	■
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	■
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	■
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	■
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	■
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	■

- (注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い 本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)	■
---	---

8. (1)付加価値額の向上と、(2)地域貢献のいずれかしか目標が設定されていない。

成果目標の設定では、(1)のア又はイのいずれか1項目、(2)のア又はイのいずれか1項目を選択して記載してください。
例えば、(2)地域貢献で、「ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大」と「イ 常時雇用者数の増加」の両方に記載しても、ポイントはいずれか分しか加算されません。

9. 成果目標が下降する値になっている。

(1) 付加価値額については、「経営継承時から目標年度までの増減率」は**正の値**になっている必要があります。

(2) 地域貢献も正の値である必要がありますが、やむを得ない場合は現状維持でも可とします。(ただし、ポイントは加算されません。)また、この場合、経営方針の欄に、規模拡大によらず経営発展する方針が具体的に記載されている必要があります。

10. 宣誓事項のチェックが漏れている。

市町村で経営発展計画を受け付ける際に**口頭でも確認**するなどして、必ず申請者自らが**宣誓したものとしてチェックに漏れないよう**にしてください。